

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料減免等判定簡易フローチャート

スタート

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた

いいえ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料減免の対象外です。

はい

新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った。

いいえ

収入減少基準①及び②の条件を満たす。

基準①

・第1号被保険者の属する世帯の生計維持者について、「**営業収入**」、「**給与収入**」、「**不動産収入**」、「**山林収入**」のいずれかの収入が令和2年中の収入と比べて**3割以上減少**する見込みがある。

基準②

・第1号被保険者の属する世帯の生計維持者について前年比3割以上の減少見込みの収入に係る所得以外の令和2年中の所得の合計が**400万円以下**である。

(注意) 基準①及び②を満たしても、3割以上減少する見込みのある事業収入等に係る令和2年中の所得が0円又は令和2年中の合計所得金額が0円の場合は、減免対象となりません。

はい

第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が、「**廃業**」または「**失業**」した。

A

申請により介護保険料が**免除**される可能性があります。

はい

B

申請により介護保険料が**減額**される可能性があります。

いいえ

C

申請により介護保険料が**減額**される可能性があります。

いいえ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料減免の対象外です。

○減免要件に該当する方は、別紙「提出物チェックリスト」をご確認ください。